

告 示

埼玉県告示第千二百九十四号

測量計画機関である埼玉県越谷県土整備事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年十一月二十六日

埼玉県知事 大野元裕

一 測量計画機関

埼玉県越谷県土整備事務所

二 作業種類

公共測量（三級基準点測量）

三 作業地域

吉川市八子新田地内

四 作業期間

令和三年十二月一日から令和四年一月三十一日まで